

告示第11号

坂城町1か月児健康診査実施要綱を次のように定める。

令和 7年 3月26日

坂城町長

坂城町1か月児健康診査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、乳児の健康保持・増進を図るため、母子保健法（昭和40年法律第141号。以下「法」という。）第13条の規定による乳児の健康診査として行う1か月児健康診査（以下「健康診査」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 健康診査の対象者は、受診時において町内に住所を有する乳児であつて、おおむね出生後27日を超え、生後6週に達しないものとする。

(実施機関)

第3条 健康診査は、長野県医師会又は長野県助産師会（以下「県医師会等」という。）の会員である医師又は助産師が開設又は管理する医療機関等（以下「実施医療機関等」という。）で実施するものとする。

(受診票の交付)

第4条 町長は、法第15条に規定する妊娠の届出をした者に、1か月児健康診査受診票（以下「受診票」という。）を交付するものとする。

(受診)

第5条 対象者は、前条の規定により交付された受診票により、実施医療機関等において健康診査を受診するものとする。

(健康診査の費用負担)

第6条 健康診査の費用のうち、町長と県医師会等が締結する契約において定める基準額を超える場合は、その費用を対象者が直接医療機関等に支払うものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、施行の日以後に出生した対象者の健康診査について適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行の際、現に妊娠届をしている者は、第4条に規定する届出をした者とみなす。